

県立中高英語検定チャレンジ事業補助金交付要領

(通則)

第1条 県立中高英語検定チャレンジ事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。）及び熊本県教育・文化等振興補助金等交付要項に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、非課税世帯の中高校生が英語の「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の4技能を測る資格・検定試験（以下「英語資格・検定試験」という。）を受験する場合、予算の範囲内でその経費の一部を補助し、もって、中高校生の英語力向上及び低所得世帯の教育費負担の軽減に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において「英語資格・検定試験」とは、別表に定めるものをいう。

2 この要領において「非課税世帯」とは、保護者等全員の補助金の交付申請を行う年度の都道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯の者をいう。

3 この要領において「中高校生」とは、熊本県立高等学校2年生及び熊本県立中学校3年生（以下「県立学校」という。）に在籍する者をいう。

(交付申請、実績報告及び請求)

第4条 申請、実績報告及び補助金の請求は、補助金交付申請書（様式1）により併せて行うものとし、申請者は当該申請書に關係書類を添え、別途定める締切日までに熊本県教育長に提出しなければならない。申請は県立学校に在籍している生徒に限る。英語資格・検定試験受験後に転学・退学等により県立学校に在籍しなくなった生徒は申請できない。

(交付決定及び交付確定)

第5条 熊本県教育長は、前条の規定による交付申請があった場合において、当該申請に係る内容を審査の上、補助金を交付することが適当と認めるときは、交付決定及び交付確定を行い、補助金交付決定・確定通知書（様式2）により申請者に通知するものとする。

(交付決定及び交付確定の取消)

第6条 熊本県教育長は、交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定及び交付確定を取り消すことができる。

- (1) 交付申請の内容に虚偽やその他不正があったと認められるとき。
- (2) 交付決定・確定者の保護者等が非課税世帯でなくなったとき。

(補助金の支払)

第7条 熊本県教育長は、第5条の規定により補助金の額を確定したときは、交付決定者に速やかに補助金を支払わなければならない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和3年(2021年)4月22日から施行する。

この要領は、令和5年(2023年)4月26日から施行する。

この要領は、令和7年(2025年)7月4日から施行する。

別表(第3条関係)

補助対象とする英語資格・検定試験	
英語資格・検定試験実施主体名	英語資格・検定試験名
株式会社ベネッセコーポレーション	GTEC 検定版・アセスメント版ともに4技能 ※中学生はCEFR A2以上、高校生はCEFR B2以上を保持している生徒は除く
公益財団法人日本英語検定協会	[中学生] 実用英語技能検定(英検)3級、準2級及び準2級プラス [高校生] 実用英語技能検定(英検)3級、準2級、準2級プラス及び2級